

HIKARI 光通信・知財の窓

—光内外特許事務所—

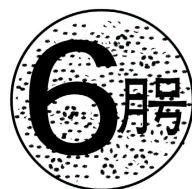
所長・弁理士 中谷 光夫

東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル5F

TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785

hikari.naigai@mbr.nifty.com

http://www.hikari-naigai.com/



2015・6・10

49カ国・地域で

▽特許庁▽

意匠権、同時出願が可能に

特許庁は、商品の形、模様、デザインなどの知的財産権である「意匠権」が日米など49カ国・地域で同時に申請が可能になったと発表した。意匠の国際登録に関する協定に加盟したため、従来は国・地域ごとに手続きする必要があったが、今後は出願にかかる費用と手間が省ける。海外で事業展開する企業にとって、商品の模倣を防ぐのに役立つ。

日本が加盟したのは、ハーグ協定の「ジュネーブ改正協定」。欧州連合（EU）や韓国などが既に加盟し、中国やタイも数年中に加わることを目指している。

申請者は、特許庁が世界知的所有権機関（WIPO）に書類と図面を提出する。一度の手続きで複数国での権利取得が可能になり、直接的・間接的コストの低減化が図れる。また、複数国・複数意匠についての意匠権の管理が容易になるなどのメリットもある。

取得までの期間短縮

▽日米特許当局▽

特許出願、日米が共同審査

特許庁と米国特許商標庁は、日米両国に特許出願した発明について、共同で審査を開始することで合意した。特許の同時申請を8月から受け付け、審査のための情報を共有する。判断の結果をお互いに参考にするなどして作業を大幅に効率化する。日本では約10カ月かかった特許取得までの期間が約6カ月に短縮できる見通し。特許当局同士が審査段階で情報を共有する取り組みは世界で初めてという。

同時申請を受けた発明は、両当局が優先的に審査を始め、判断材料となる関連文献や研究論文の調査、類似の特許の有無などの調査情報を共有する。審査そのものは別々にするが、「特許性があるかどうか」の判断も事前に交換する。審査結果は同時に通知する。

日米で同時に特許が取得できると、企業にとっては日米での商品の同時発売などがしやす

くなるなど、メリットが多い。

米国での特許取得を促進し、企業の成長を後押しする狙い。日本企業が海外で特許を出願した件数は16万件を超え、そのうち米国が8万4000件を占めている。

また特許庁は7月1日から米国が受理した特許協力条約（PCT）に基づく国際特許出願の一部について、国際調査・国際予備審査を日本が行うと発表。現在、日本はアセアン主要国など7カ国が受理した特許協力条約に基づく国際特許出願の一部について、国際調査・国際予備審査を行っており、これらの国々を国際調査・国際予備審査の管轄国としているが、今回、管轄国を米国にも拡大する。

包括徴収契約

▽最高裁▽

JASRACは事業独占と認定

音楽の著作権を管理する日本音楽著作権協会（JASRAC）が、テレビやラジオなどの放送局から料金を一括して受け取る「包括徴収契約」が同業他社の参入制限にあたると争われた訴訟の上告審で、最高裁は、独禁法違反ではないとした公正取引委員会の審決を取り消す判決を言い渡した。「他事業者の参入を排除している」とした東京高裁の判断が確定した。

JASRACは、作詞家や作曲家の著作権を預かり、利用者から料金を受け取って分配する事業を行っている。テレビやラジオなどの場合は使用回数が多いため、一定の金額を支払えば回数に関係なく使用できるなどとする契約を結んでいるが、これについてはほかの事業者が参入を妨げていると訴えていた。

判決では、「包括徴収契約は新規参入を困難にして、ほかの業者を排除するもので事業を独占している」として、独禁法違反（私的独占）に当たらないとした公正取引委員会の上告を棄却した。

公取委は改めて、JASRACが放送事業者と結んでいる包括契約について、独禁法違反の他要件を満たすかどうか審判をやり直すことになる。

解説

技術常識が時代により変遷することを考慮した
進歩性判断

拒絶査定不服審判審決取消請求事件（知財高裁
平成25年（行ケ）第10277号 平成26年8月27日
判決言渡）

第1 事案の概要

原告は、平成16年11月24日、発明の名称を「ろう付け用のアルミニウム合金製の帯材」とする国際出願をした（特願2006-540530号。パリ条約による優先権主張：2003年11月28日 フランス共和国）。原告は、平成24年2月14日、拒絶査定を受け、同年3月16日、審判請求をする（不服2012-5039号事件）とともに補正を行った。特許庁は、平成25年5月27日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、同年6月17日に原告に送達された。原告が拒絶審決取消訴訟を提起したものである。

審決が認定した本願発明の要旨、刊行物2（特開2000-303132号公報）記載の発明（引用発明）、本願発明と引用発明との一致点、本願発明と引用発明との相違点1、2を、判決は、すべて認めた。

審決及び判決が認定した相違点2は次の通りである。

「本願発明は、管理された窒素雰囲気下でフラックスレスのろう付けによってろう付けされた部材を製造するための芯材用のアルミニウム合金製の帯材又は板材であるのに対し、引用発明は、真空雰囲気下でのろう付けによってろう付け部材を製造するための芯材用アルミニウム合金製の帯材又は板材である」

審決は、相違点2について、「フラックスレスろう付けの手法として、真空ろう付け法と窒素ガス雰囲気ろう付け法がともに技術常識であることから、相違点2に係る構成は、当業者が容易に想到できるもの」と判断した。

一方、判決は、「相違点2に係る構成を当業者が容易に想到し得たとはいえず、この点に関する審決の判断は誤りである」として審決を取り消した。

以下、「審決の判断は誤り」とした判決の部分に絞って紹介する。

第2 判決の理由

本願出願時の技術常識

遅くとも平成7年ころには、アルミニウムのろう付けの分類として、フラックス法とフラックスレス法があること、フラックスレス法には真空法と雰囲気法があること、雰囲気法には窒素ガス中で行うものがあること、ろう付けを良くするためにはろう材や芯材に工夫をすることが一般的であり、ろう付けに用いられるろう材の基本組成として、真空法ではAl-Si-Mg系であり、雰囲気法ではAl-Si-微量添加元素（Bi、Be、Sr等）であること、芯材の基本構成として、窒素雰囲気下ではMgを微量添加することが知られていた。

アルミニウム合金ブレージングシート（芯材とろう材を熱間圧延工程でクラッド圧延した板）を使用してろう付けする際に、どのような成分組成のものが使用されるかは、通常、ろう付け法により決せられ、真空雰囲気下でのろう付け法と、管理された窒素雰囲気下でのろう付け法が、いずれも同じフラックスレスろう付け法であるとしても、これらのろう付け法において使用されるろう材、芯材は、通常、区別されるものとされていた。

相違点2の容易想到性について

本願発明は、管理された窒素雰囲気でのろう付けによるものであるのに対して、引用発明は、真空雰囲気下でのろう付けによるものであるという相違点があるのであり、相違点2に係る構成が当業者にとって容易に想到し得るものか否かは、結局、刊行物2に記載されたイットリウムの使用が、管理された窒素雰囲気下でのろう付けにも使用できるという示唆があるかどうか

か、また、本願出願時の技術常識から、それぞれのろう付け法におけるろう材や芯材の相互の互換性があるといえるか否かにより判断されるべきである。

刊行物2そのものには、管理された窒素雰囲気下でのろう付けについて、何らの記載も示唆もない。また、芯材用アルミニウム合金にイットリウムを含有させることにより、管理された窒素雰囲気下でのろう付けにおいて、改善されたろう付け性が得られることについて、何らの記載も示唆もない。

そして、本願出願時には、ろう付け法ごとに、それぞれ特定の組成を持ったろう材や芯材が使用されることが既に技術常識となっており、ろう付け法の違いを超えて相互にろう材や芯材を容易に利用できるという技術的知見は認められない。

したがって、真空雰囲気下でのろう付け法である引用発明において、芯材用アルミニウム合金にイットリウムを含有させることにより、ろう付けの際に生じるエロージョンを抑制することができるものであるとしても、管理された窒素雰囲気下でのろう付け法において、改善されたろう付け性が得られるかどうかは、試行錯誤なしに当然に導き出せる結論ではない。

被告は、真空ろう付け法と窒素ガス雰囲気ろう付け法は、いずれもフラックスレスのろう付け法として、当業者において良く知られた技術であり（乙1～7）、また、特開昭62-13259号公報（乙1）、特開昭58-163573号公報（乙4）、特開昭53-131253号公報（乙5）、特開昭63-157000号公報（乙6）、特開昭61-7088号公報（乙7）には、これらのろう付け法が並列して記載されていることからすると、これらのろう付け法は、当業者にとって適宜置換可能な方法といえるから、刊行物2に接した当業者であれば、刊行物2に記載された材料からなる芯材用アルミニウム合金製の帯材又は板材を、真空ろう付け法だけでなく、窒素ガス雰囲気ろう付け法にも使用できることを容易に理解すると主張する。

確かに、上記乙1、5～7の記載によると、昭和50年代から昭和60年代初めにかけて、ろう付け法の種類に着目することなく、芯材、ろう材や母材にBe、Biを添加する方法がろう付け性向上のための技術思想として把握されていたことがうかがわれる。

しかしながら、ろう付け法が並列に記載されていることと、各方法において利用されていた技術が相互に容易に置換可能であることは別次元の問題であって、その後の本願出願時には、技術常識として、真空ろう付け法と窒素ガス雰囲気ろう付け法とは、使用されるアルミニウム合金ブレージングシートは、通常、区別されるものであるとされていたと認められるから、当業者にとって、真空ろう付け法において使用できた芯材を、窒素ガス雰囲気下でのろう付け法において、当然に利用できると認識することは困難といえる。

したがって、乙1、4～7に、真空ろう付け法と窒素ガス雰囲気ろう付け法が並列して記載されているからといって、これらのろう付け法が、当業者にとって適宜置換可能な方法であることにはならない。

第3 考察

特許出願前に多数の文献に記載されていた技術事項は一般的には技術常識になり、拒絶理由・無効理由を構成する先行技術になると思われるが、本件判決では、特許出願時の技術常識を考慮に入れて判断が行われた。

拒絶理由通知書に引用された先行技術文献の引例としての適格性検討、異議申立・特許無効審判でどのような先行技術文献を採用するか、時代の経過に応じて技術常識に変遷が生じ得ることや、特許出願時の技術常識を考慮に入れる慎重さが要請されることになる。

今後、実務の参考になる部分があると思われるので紹介した。

以上